

2023年8月2日

保険薬局各位

大阪医科薬科大学病院

病院長 南 敏明

薬剤部長 根尾 昌志

後発医薬品への変更調剤後の情報提供について

平素より、当院の院外処方箋の応需に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当院では、これまで、後発医薬品への変更調剤について保険薬局より FAX 報告をいただいておりますが、厚生労働省通知「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について(平成24年3月5日保医発0305第12号)」および「疑義解釈資料の送付について: その2 問43(平成24年4月20日事務連絡)」を参考に、以下の通り対応を変更することといたします。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1.運用変更の内容

- ・後発医薬品への変更調剤について保険薬局からの FAX 報告は不要といたします。
- ・変更調剤の内容についてはお薬手帳により確認いたしますので、必ずお薬手帳の発行・記載を行い、医療機関へ持参、提示するよう患者指導をお願いします。

2.運用変更日

2023年8月14日(月)

3.問い合わせ先

薬剤部院外疑義担当 TEL:072-684-7052(直通)

以上

参考資料

厚生労働省通知①(平成24年3月5日保医発0305第12号)

第1

7 変更調剤の報告

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品(含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。)への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄(含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。)等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

厚生労働省通知②(平成24年4月20日事務連絡)

疑義解釈資料【処方せん料】

問43 一般名処方調剤報告について

カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいとは思いますが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

(答)改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。